

福岡県公報

令和4年7月5日
第312号

目次

告示(第682号)

○地方卸売市場の廃止	(園芸振興課)	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○落札者等の公示	(行政経営企画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	5
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	6
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7

雑 報

○令和4年度行政書士試験の実施	(行財政支援課)	8
-----------------	----------	---

告 示

福岡県告示第682号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において準用する同法第8条第1項の規定により、次の地方卸売市場は令和4年6月30日付けで認定の効力を失ったので、同法第8条第3項の規定により告示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目
三井青果株式会社	小郡市大板井1448-8	三井青果地方卸売市場	小郡市大板井1448-8	青果

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤二丁目361番2、361番3、361番13及び361番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区天神三丁目16番19号
グローバル・ウィン株式会社
代表取締役 福谷 悟

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市八島字森園191番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区西都一丁目14-29-303号
山下 哲央

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字木屋ノ脇492番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市筵内492番地1
石川 みどり

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和4年6月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外47者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外52者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年6月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大牟田(別棟)
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年6月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン久留米
(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外116者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外120者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年6月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン行橋
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外61者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外61者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外20者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外20者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン遠賀

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外16者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
外10者

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
外10者

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県新文書管理システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部行政経営企画課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士電機ITソリューション株式会社福岡支店
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
119,989,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年3月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城三丁目235番4及び235番66から235番76まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材ホーム株式会社
代表取締役 岡田 宏隆

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字的野字穴釜45番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字立花口146番地
公益財団法人新宮霊園
代表理事 伊藤 信勝

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社山幸共栄環境

(2) 所在地

大川市大字小保字矩手641番地1

(3) 代表者

代表取締役 祝 佳

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の全部停止（停止期間の開始日の前日までに事業場内で保管している産業廃棄物の処分を行う場合を除く。）

3 停止命令の期間

令和4年6月15日から令和4年7月14日まで

4 処分の年月日

令和4年6月14日

5 処分の理由

株式会社山幸共栄環境は、産業廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、処分を受託した産業廃棄物を令和4年5月16日時点で約1,344立方メートル保管した。

このことは、法第14条の3第3号に規定する事業停止命令事由に該当する。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市、北九州市、古賀市、直方市、田川市、行橋市、筑紫野市、糸島市、桂川町、築上町、東峰村	令和4年7月25日から 令和4年11月18日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（時空間変位確定測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和4年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

航空レーザー測量（地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後川河川事務所管内	令和4年4月15日から 令和5年2月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大刀洗町（全域）	令和4年9月1日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇美町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

宇美町（全域）	令和4年10月1日から 令和5年3月31日まで
---------	----------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
苅田町、行橋市、築上町、吉富町、豊前市、上毛町、香春町、みやこ町、赤村、大任町、添田町、福岡市、飯塚市、那珂川市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宇美町、須恵町、筑前町、桂川町、嘉麻市、川崎町、筑前町、小郡市、大刀洗町、久留米市、広川町、大川市、みやま市、柳川市、大牟田市、うきは市	令和4年4月28日から 令和4年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

柳川市吉富町外

令和4年6月20日から
令和4年8月31日まで

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された令和4年度行政書士試験を次のように実施する。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和4年11月13日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間

令和4年7月25日（月）から8月26日（金）まで

イ 配布場所

	配布時間	休館日
○県庁（福岡市博多区東公園7-7） 1階 県民情報センター 9階 企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課	午前8時30分から 午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び 祝日
○小倉総合庁舎（北九州市小倉北区城内7-8） 2階 北九州市民情報コーナー		
○飯塚総合庁舎（飯塚市新立岩8-1） 1階 筑豊県民情報コーナー		
○行橋総合庁舎（行橋市中央1-2-1） 1階 京築県民情報コーナー		
○久留米総合庁舎（久留米市合川町1642-1） 1階 筑後県民情報コーナー		
○福岡県行政書士会館 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時から午後 5時まで	土曜日、日曜日及び 祝日並びに8月15日 （月）

(2) 郵送配布

ア 配布期間

令和4年7月25日（月）から8月19日（金）まで

なお、配布の請求は、令和4年7月4日（月）から8月19日（金）まで受け付ける。

イ 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日（月）から8月26日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。8月26日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

- ① 令和4年7月25日（月）午前9時から8月23日（火）午後5時まで
- ② インターネットによる受験申込みは、8月23日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能
入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ<https://gyosei-shiken.or.jp>】
- ④ 受付最終日（8月23日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。
- ② 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

10,400円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

令和5年1月25日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（開始時間は、合格発表日の午前中）する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、センター（電話03-3263-7700）に対して行うこと。